

沖縄県 廃棄物処理計画 (第四期) 概要版

(計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度)



平成 28 年 3 月

1 はじめに

計画策定の趣旨

県では、県民、事業者、市町村とともに、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の排出抑制、循環的利用、適正処理を進めていくため、平成 22 年度に「沖縄県廃棄物処理計画」（以下「第三期計画」という。）を策定し、その推進を図ってきました。

排出抑制や最終処分量の減少など、一定の成果があがっていますが、循環型社会の形成に向けて、より一層の排出抑制やリサイクルを推進し、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取り組みを進めるとともに、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄等の課題を解決するための取り組みをさらに推進することが求められています。

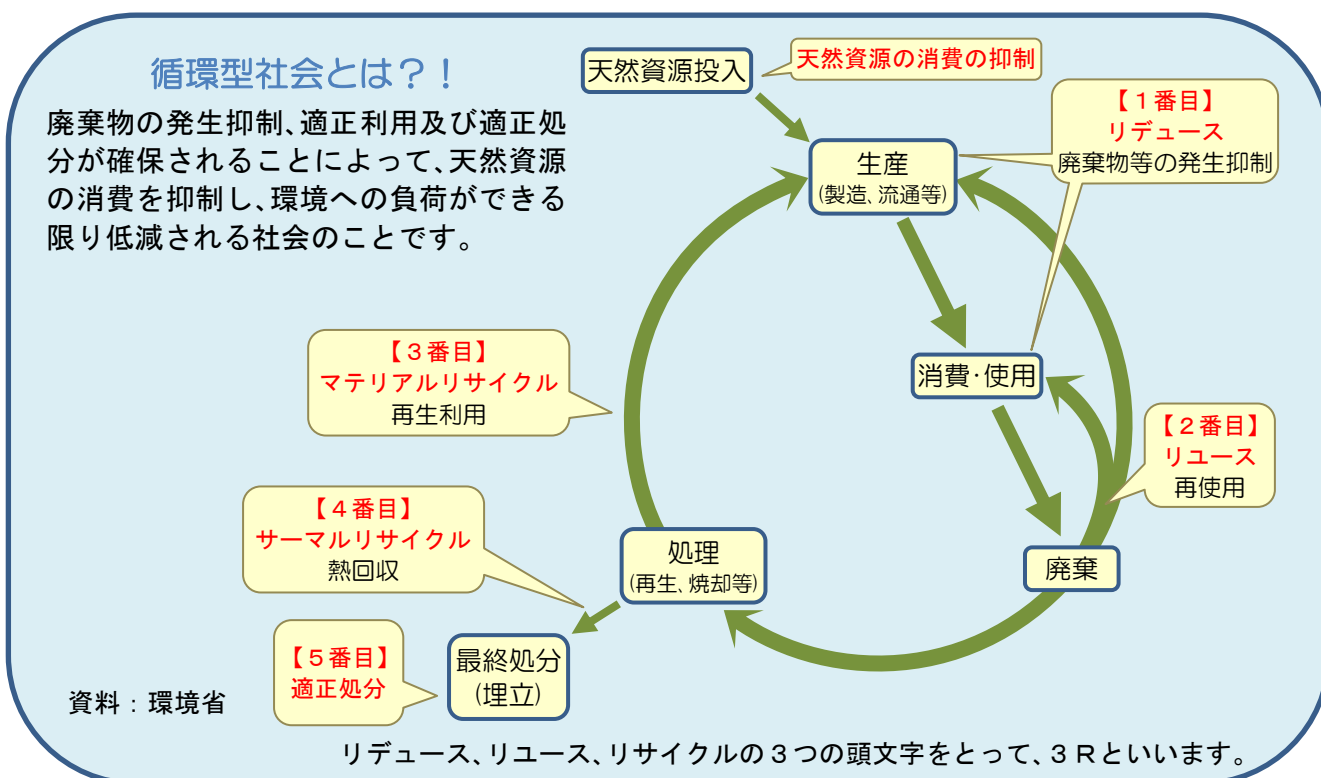
そこで、第三期計画の達成状況、本県の廃棄物を取り巻く現状や課題等を踏まえ、県民、事業者、市町村及び県の適切な役割分担のもと、相互に連携して、循環型社会の形成に向けた取り組みを一層進めていくため、第四期の「沖縄県廃棄物処理計画」を策定しました。

計画の性格

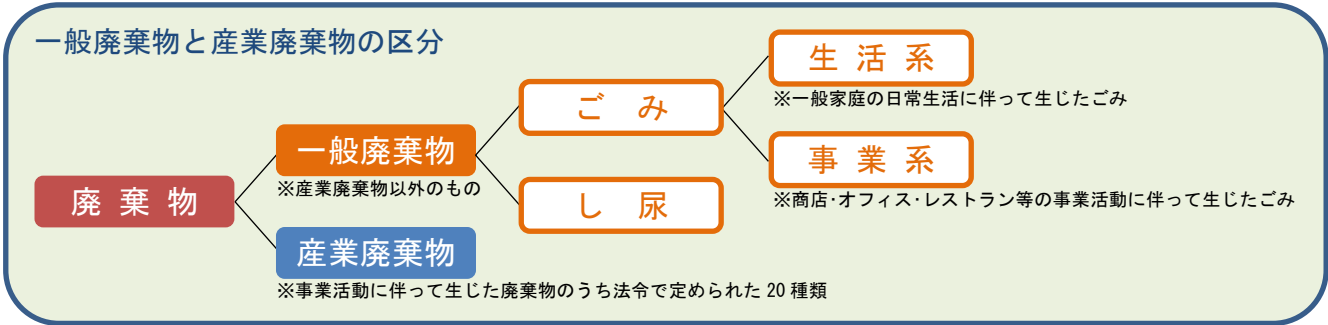
廃棄物処理計画は、環境負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を形成し、県土の生活環境の保全と社会経済活動の健全な発展につなげるため、本県における廃棄物の排出抑制、減量化、適正処理に関する基本的な方向を定め、県民、事業者及び行政が一体となって取り組みを進めるための指針となるものです。

計画の期間

本計画の対象期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 カ年とし、平成 32 年度を目標年度とします。



2 廃棄物処理の状況について

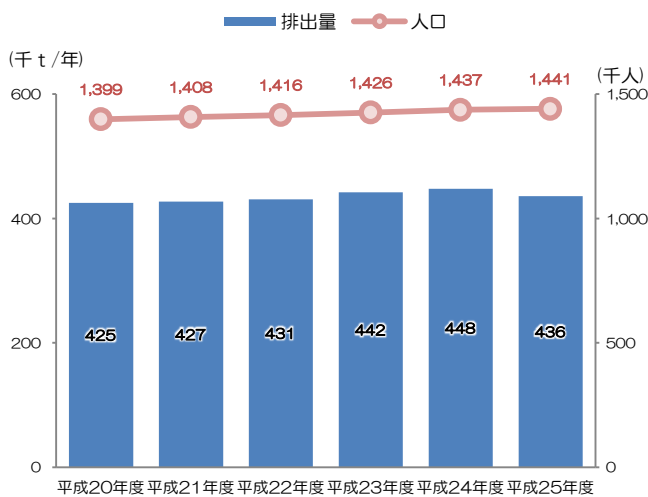


一般廃棄物(ごみ)の現状、将来予測及び課題

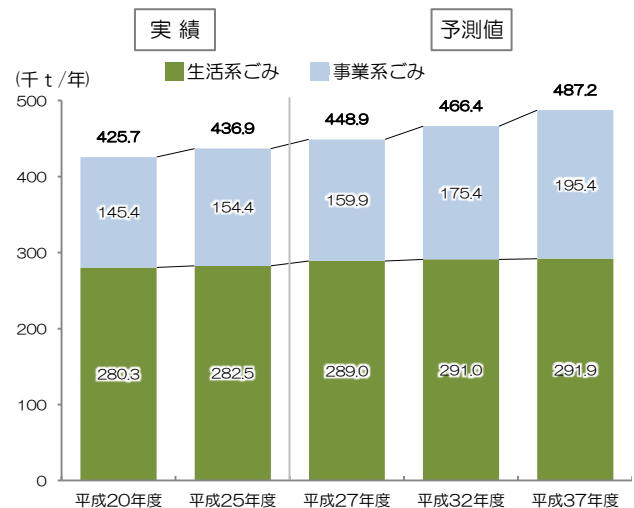
1 現状と将来予測

ごみの排出量は、平成20年度から平成24年度にかけて増加傾向にありましたが、平成25年度は減少に転じています。県民の生活スタイルや市町村のごみ処理体制が現状のまま続くとすると、排出量は増加すると予測されます。

人口とごみ排出量の推移

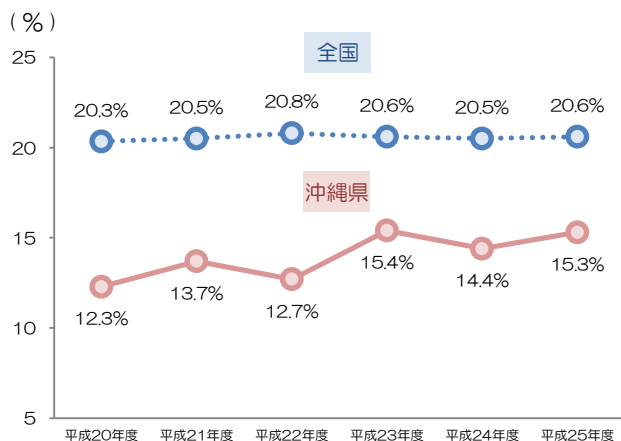


ごみ排出量の将来予測

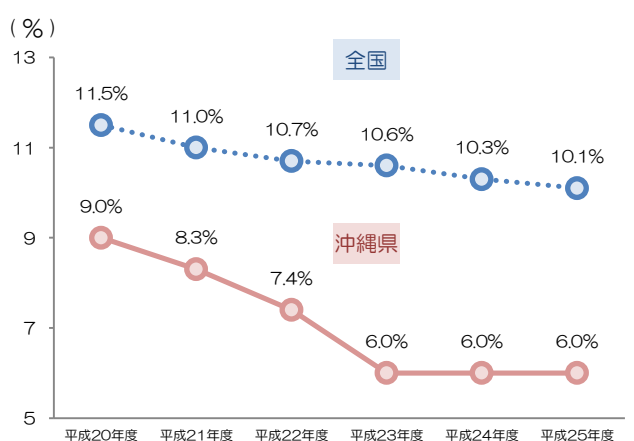


リサイクル率は、平成20年度に12.3%だったものが、平成25年度には15.3%と増加していますが、全国平均値を下回っています。一方、最終処分率は平成20年度に9.0%だったものが平成25年度には6.0%と3ポイント減少しています。

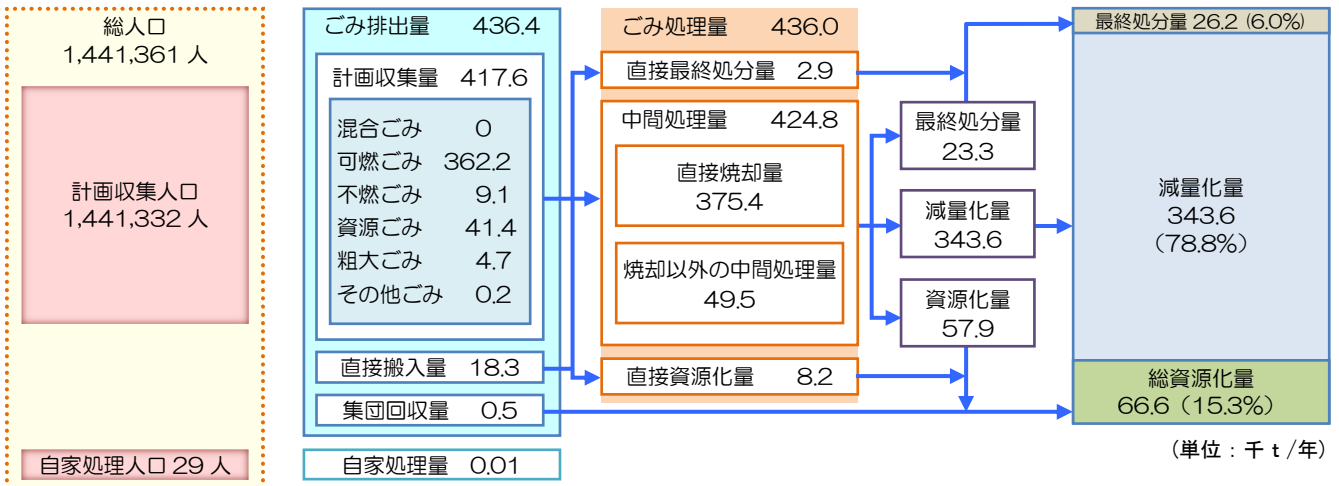
リサイクル率



最終処分率



平成 25 年度ごみ処理フロー



※()の数値は、排出量に対する割合を示している。
 ※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。
 ※ごみ排出量とごみ処理量については、計量方法の違い等により合計が一致しない。

2 課題

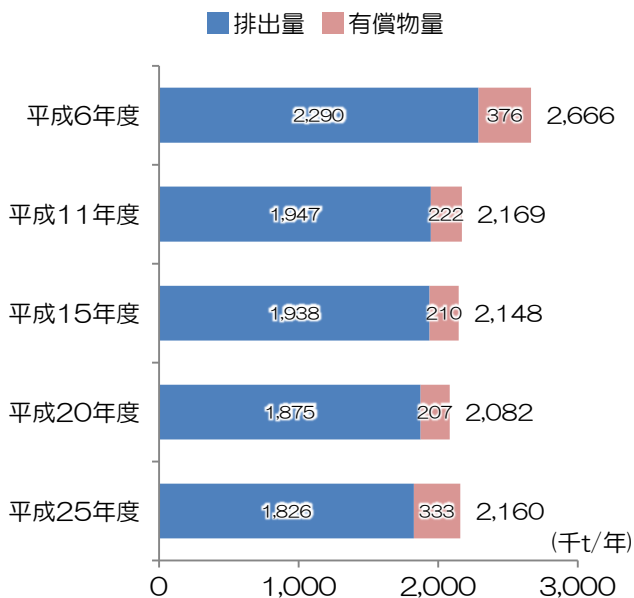
ごみの排出量は、市町村のごみ処理体制が現状のまま続くと、増加すると予測されます。リサイクル率は、増加傾向にあるものの、主に紙類、プラスチック類の再資源化量が少なく、全国平均値を下回っています。そのため、市町村と連携し、排出抑制、分別収集の取り組みを強化するとともに、県民意識の一層の向上を図る必要があります。

産業廃棄物の現状、将来予測及び課題

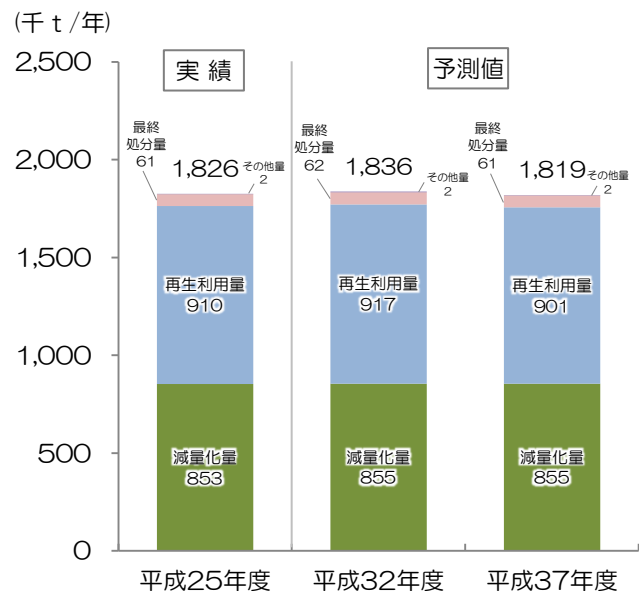
1 現状と将来予測

産業廃棄物の排出量は、平成 6 年度以降減少傾向にあります。事業者による取り組みや経済状況等が今後も同様が続くとすると、排出量全体はほぼ横ばいで推移すると予測されます。

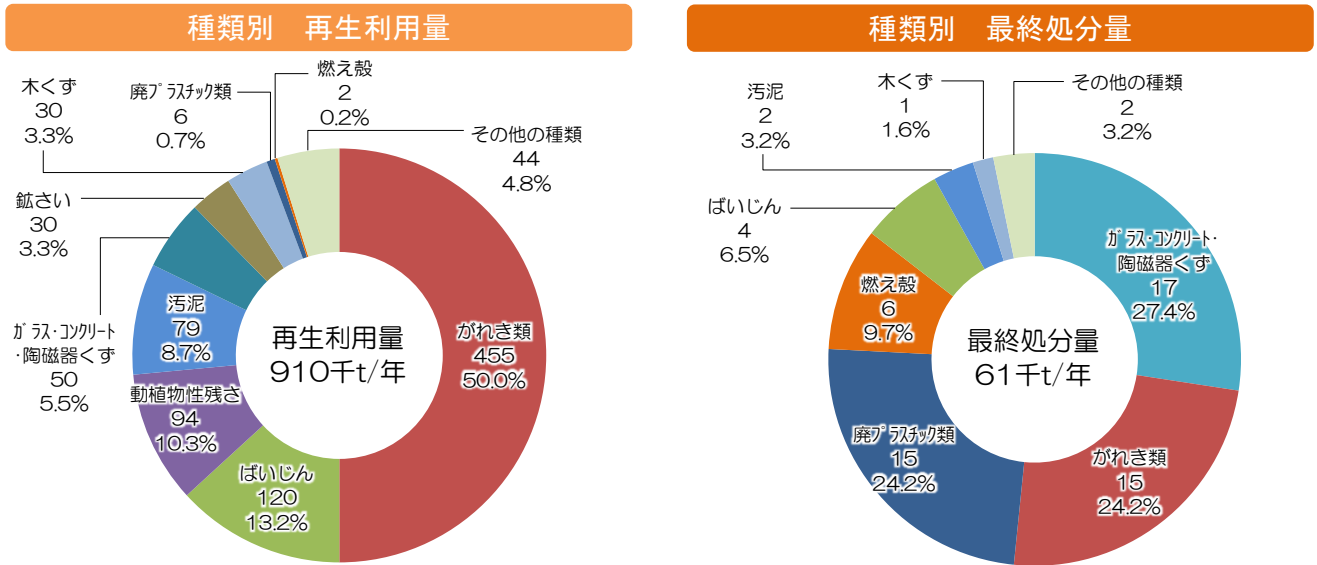
発生・排出状況の推移



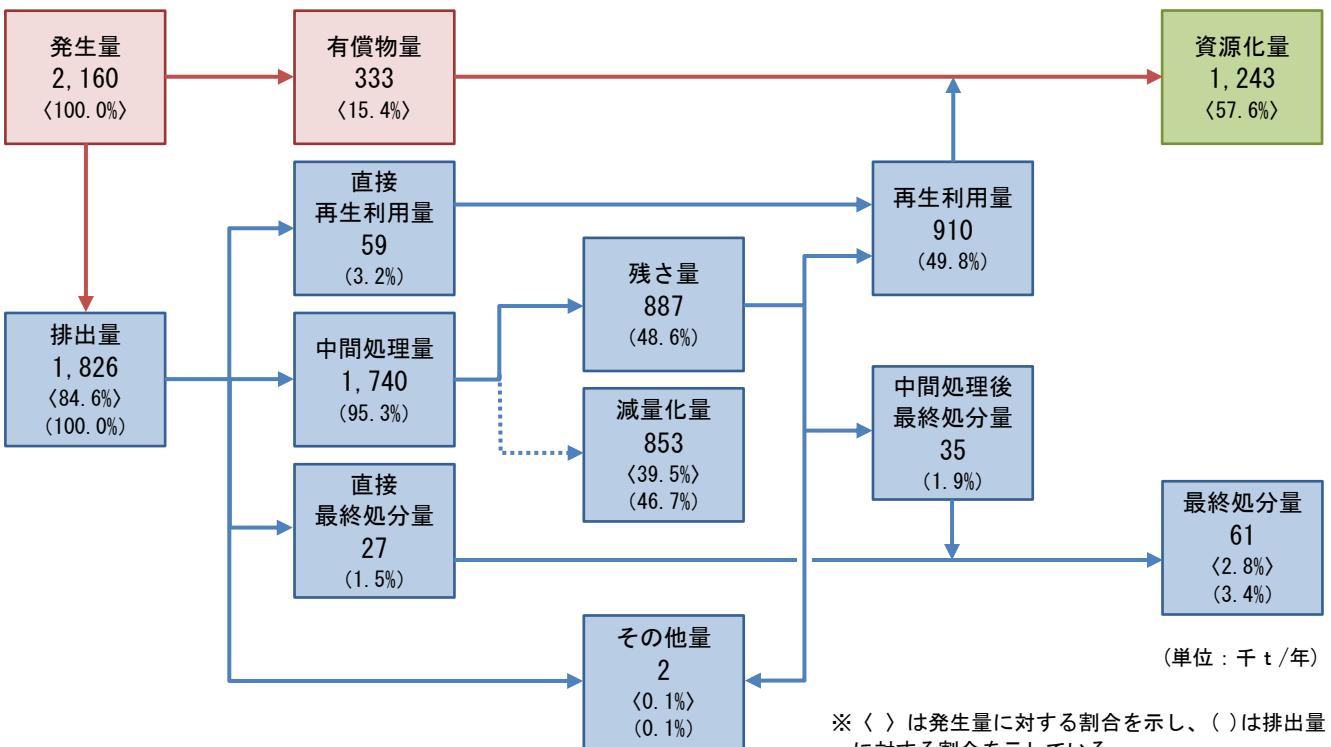
排出量の将来予測(処理別)



再生利用量を種類別にみると、がれき類が最も多く 50.0%を占めており、次いでばいじん、動植物性残さの順となっています。一方、最終処分量ではガラス・コンクリート・陶磁器くずが最も多く、次いでがれき類、廃プラスチック類の順となっています。



平成 25 年度産業廃棄物処理フロー



2 課題

排出量は減少傾向にあります。業種や種類、地域によっては逆に増加しているものもあることから、引き続き排出抑制等の取り組みが必要です。

再生利用量については、経年的には増加する傾向にあります。近年は横ばい状態にあり、さらなる取組みの強化が必要です。

処理業者が所有する管理型処分場の残余容量がひっ迫した状態が続いており、管理型処分場の確保が重要な課題となっています。

3 循環型社会の形成にむけて

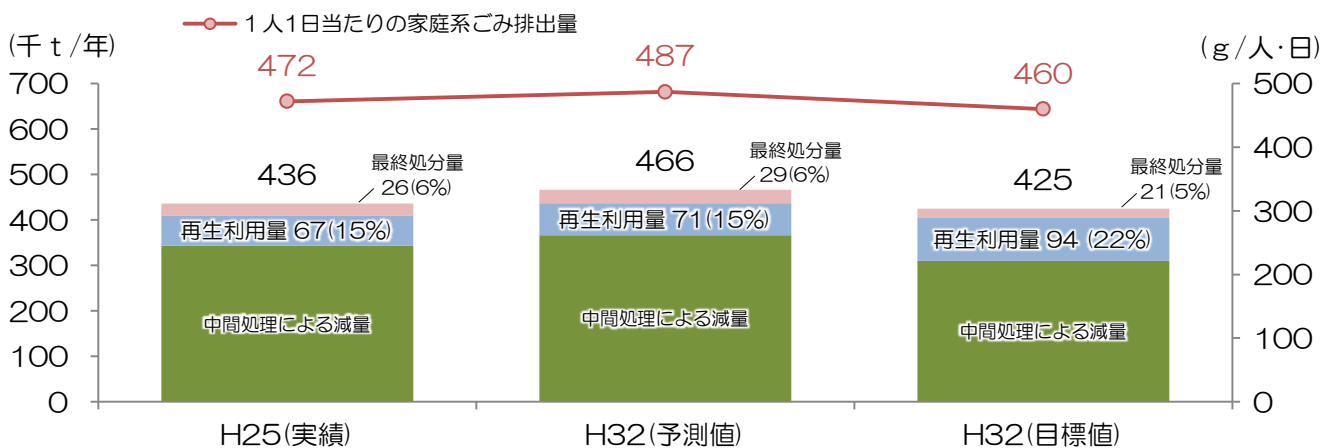
循環型社会形成に向けた基本的な考え方

「循環型社会」では、できる限り廃棄物を出さないようにすることが何よりも重要です。ものを大切に、できるだけ長く使い、繰り返して使えないものは資源としてリサイクルしていくこととなります。さらに、どうしても資源として利用できない廃棄物については、安全かつ適正に処理されなければなりません。

循環型社会形成のための目標

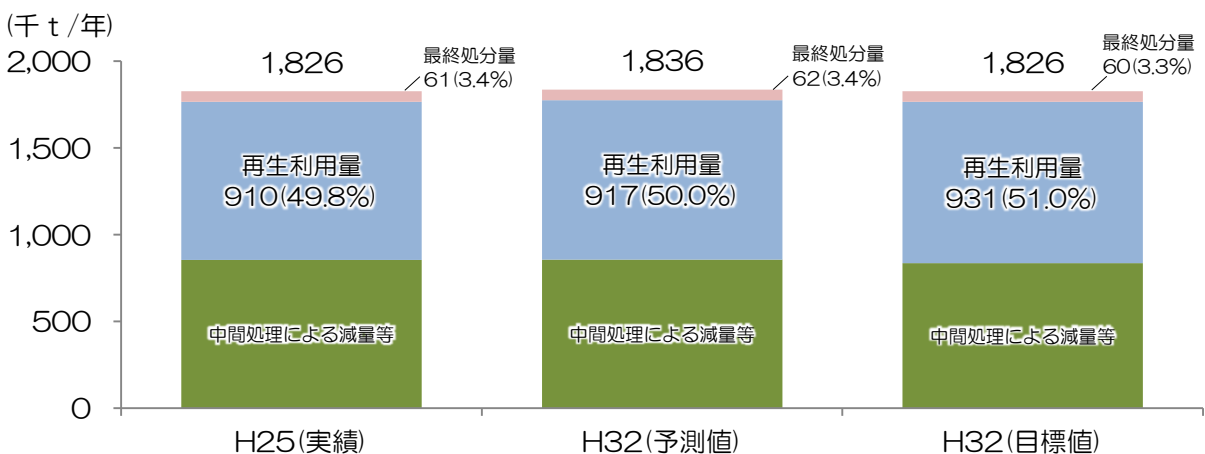
一般廃棄物の減量化の目標【平成32年度】

- ① 排出量を現状（平成25年度）に対し、2.5%削減します。
- ② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を現状（平成25年度）に対し、2.5%削減します。
- ③ 再生利用量を排出量の22%とします。
- ④ 最終処分量を排出量の5%とします。



産業廃棄物の減量化の目標【平成32年度】

- ① 排出量を現状（平成25年度）と同程度に抑制します。
- ② 再生利用量を排出量の51%とします。
- ③ 最終処分量を現状（平成25年度）に対し約1%削減します。

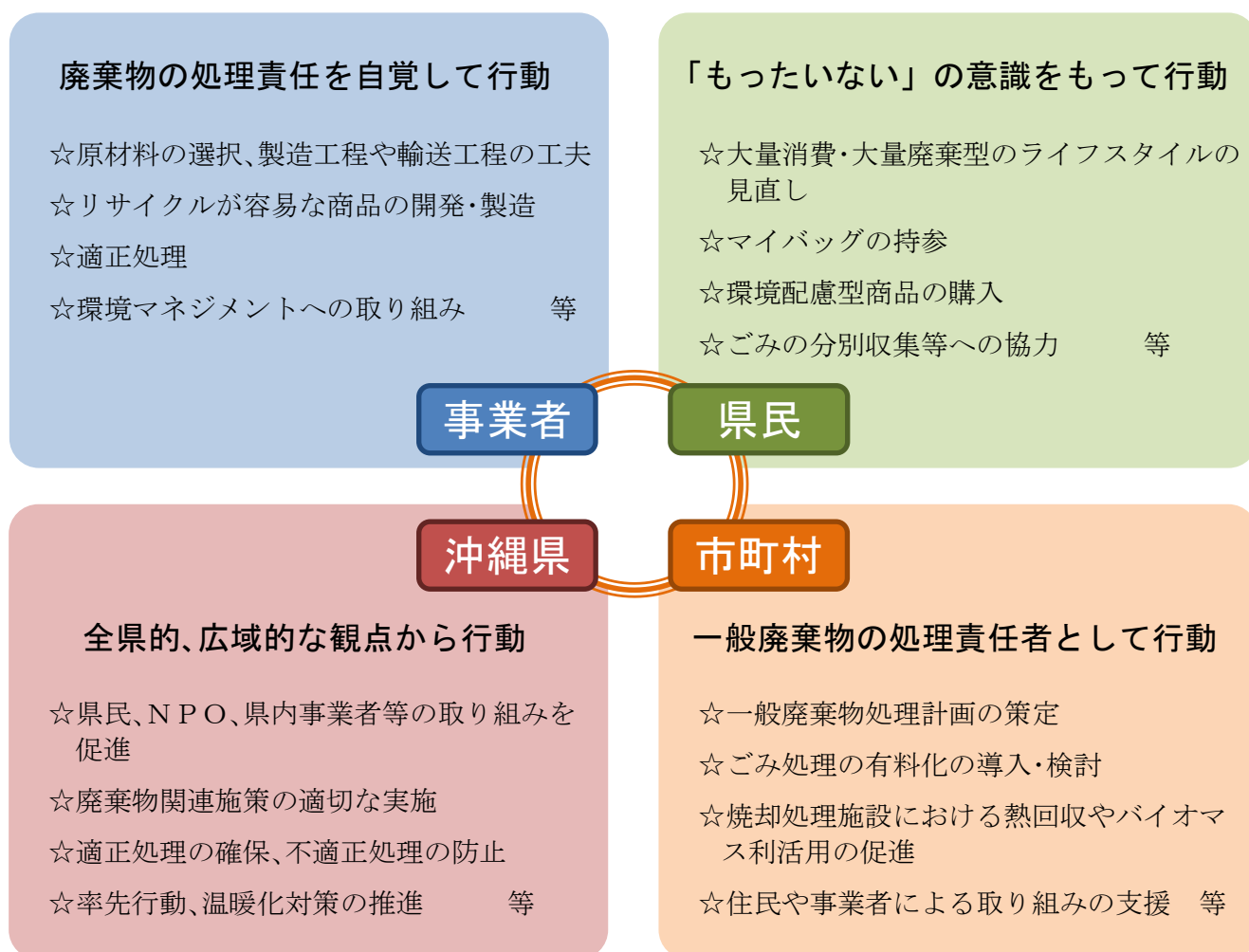


その他の目標【平成 30 年度】

- ① 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロス(本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品)の割合の調査を実施したことがある市町村数が、5市町村となるよう取り組みを推進していきます。
- ② 特定家庭用機器一般廃棄物の回収体制を構築している市町村の割合が、現状(平成 26 年度: 28 市町村 (68.3%)) に対し、100%となるよう取り組みを推進していきます。
- ③ 使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合が、現状の 22% (平成 25 年度: 9 市町村) に対し、80% (33 市町村) となるよう取り組みを推進していきます。

各主体の役割分担

本計画の目標達成に向け、県民、事業者、処理業者及び行政の適切な役割分担のもと、相互に連携・協働して、循環型社会・低炭素社会の形成に向けた責任と役割を果たしていくこととします。



4 循環型社会の形成に向けた主要施策

本計画の目標を達成するとともに、循環型社会の形成に向け、県では以下のような施策を実施していきます。

1 発生・排出抑制及び循環的利用に関する主要施策

1) 普及啓発の推進及び効果的なネットワークの形成

- ①ごみ減量化等の推進 ②環境美化の促進
- ③環境保全率先実行計画の推進とエコアクション21等の促進
- ④「おきなわアジェンダ21県民環境フェア」における普及啓発 ⑤環境教育の推進
- ⑥グリーン購入の推進

2) リサイクルの促進

- ①分別収集及び資源化の促進 ②容器包装リサイクルの促進 ③家電リサイクルの促進
- ④小型家電リサイクルの促進 ⑤パソコンのリサイクルの促進 ⑥食品リサイクルの促進
- ⑦建設廃棄物のリサイクルの促進 ⑧使用済自動車リサイクルの促進 ⑨溶融スラグの有効利用
- ⑩家畜排せつ物のリサイクルの促進 ⑪農業用廃プラスチック類のリサイクルの促進
- ⑫下水汚泥のリサイクルの促進 ⑬バイオマスの利活用の促進
- ⑭リサイクルに取り組む事業者への支援

3) リサイクルの振興

- ①リサイクル技術・製品等の開発 ②再生品の利用拡大 ③リサイクル等に関する情報発信

4) 経済的手法の導入

- ①産業廃棄物税による排出抑制、循環的利用及び適正処理の推進 ②ごみ処理の有料化の促進

2 適正処理に関する主要施策

1) 適正処理の推進

- ①産業廃棄物の適正処理の推進に向けた監視・指導 ②不法投棄等の防止対策
- ③優良な産業廃棄物処理業者の育成 ④産業廃棄物の併せ処理の推進

2) 生活排水処理対策

- ①講習会等を通じた普及啓発活動の推進 ②合併浄化槽の普及促進

3) 特別管理廃棄物対策

- ①感染性廃棄物 ②廃石綿等 ③特定有害産業廃棄物 ④水銀廃棄物対策

4) PCB廃棄物対策

- ①適正な保管の指導・保管及び処理状況の公表 ②中小企業への助成

5) ダイオキシン類対策

- ①一般廃棄物処理施設の対策
- ②産業廃棄物処理施設の対策

6) 米軍基地の廃棄物対策

- ①連絡体制の構築
- ②情報公開及び立入検査

7) 海岸漂着物対策

- ①海岸清掃活動
- ②発生抑制にかかる普及啓発

3 循環型社会形成のための基盤整備

1) 一般廃棄物処理体制の確保

- ①処理施設の整備推進
- ②最終処分場の延命化
- ③廃棄物処理事業コストの把握

2) 産業廃棄物処理体制の確保

- ①自己完結型の産業廃棄物処理の促進
- ②周辺環境に配慮した処理施設の整備促進
- ③公共関与事業の推進

4 離島の廃棄物対策

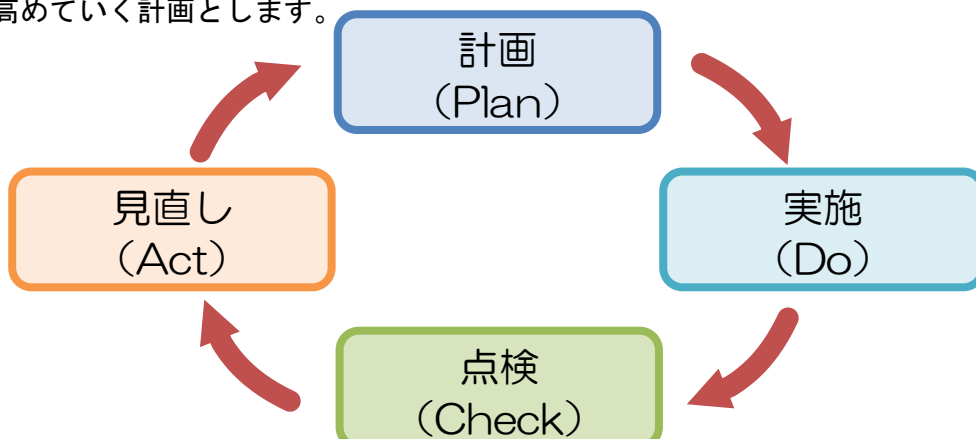
- ①家電リサイクルの促進
- ②使用済自動車リサイクルの促進
- ③離島地域におけるリサイクルの促進
- ④ごみ処理広域化の推進
- ⑤産業廃棄物の併せ処理の推進
- ⑥海岸漂着物対策

5 災害廃棄物対策

5 計画の推進

循環型社会の形成を図るため、下図で示す「PDCAサイクル (Plan、Do、Check、Act)」による継続的な計画の進行管理を行います。

5年毎に本計画の全体的な見直しを行い、実効性が高く、県民、事業者、NPO及び行政の各層の取り組みを高めていく計画とします。



沖縄県 環境部 環境整備課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL 098-866-2231 FAX 098-866-2235

E-mail aa035009@pref.okinawa.lg.jp